

新旧対照表

○神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則

新	旧
第1条 (略) (所掌事項) 第2条 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（以下「審査会」という。） は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）<u>に基 づく事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価、事業活動、建築 物又は開発事業に関する地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等につき 知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。</u> 第3条～第8条 (略)	第1条 (略) (所掌事項) 第2条 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（以下「審査会」という。） は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）<u>第17 条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の 規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の 諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。</u> 第3条～第8条 (略)